裏

農産物検査法（抄）

（調査）

第31条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほ場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第37条　この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第40条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第41条　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

2　発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第三項（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月九日

農林水産大臣　林　芳正

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「三分の二」を「二分の一」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の農業災害補償法施行規則第十六条第六項の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年三月九日

総務大臣　山本　早苗

政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
維新の党	支部の数	一五五	一一二	二六、九、二九
	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
維新の党恵庭市議会第1支部		北海道恵庭市柏木町三三五―七四	北海道恵庭市	○
維新の党参議院比例区秋田小町支部		秋田県秋田市千秋明徳町二―七七	全国	○
維新の党宮城県第1区支部		宮城県仙台市青葉区上杉一―三―二二	宮城県第1選挙区	○
維新の党長野県第3区支部		長野県佐久市岩村田六三八	長野県	○
維新の党千葉県第7区支部		千葉県野田市中根六	千葉県	○
維新の党市川市議会第1支部		千葉県市川市北方一―七―三	千葉県市川市	○
維新の党千葉市議会中央区第1支部		千葉県千葉市中央区亥鼻三―一―一八	千葉県千葉市中央区	○
維新の党国会議員団本部		東京都千代田区永田町二―九―六	全国	○
維新の党東京都支部連合会		東京都千代田区永田町二―九―六	東京都	○
維新の党東京都第15区支部		東京都江東区富岡一―二六―二二	東京都	○
維新の党八王子市議会第1支部		東京都八王子市横川町一〇五	東京都八王子市	○
維新の党中央区議会第1支部		東京都中央区月島三―三―一三	東京都中央区	○
維新の党参議院比例区第10支部		東京都調布市小島町三―一五―三四	全国	○
維新の党衆議院東京都第6選挙区第1支部		東京都世田谷区太子堂四―五―二	東京都	○